第1号議案 神戸市都市計画審議会 運営要綱の改正について

・第4項 傍聴者の「年齢」を削除、「連絡先」を追加

旧

(会議の傍聴)

第6条 公開で行う会議については、これ を傍聴することができる。

- 2 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。
- 3 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴 章の交付を受け、着用しなければならな い。
- 4 傍聴章は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で<u>先着順に</u>、傍聴整理簿に住所、氏名及び<u>年齢</u>を記入することにより交付する。

新

(会議の傍聴)

第6条 [略]

- 2 「略〕
- 3 「略〕

4 傍聴章は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で____、傍聴整理簿に住所、氏名及び**連絡先**を記入することにより交付する。

・第7項 傍聴人の定員を「30人」に統一

旧

- 5 傍聴章の交付を受けた者は、報道機関 にあっては記者席で、その他の者にあっ ては一般席で傍聴することができる。
- 6 傍聴章は、交付当日に限り通用する。
- 7 <u>傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴す</u> る者の定員は、<u>それぞれ次の各号に定め</u> るところによる。但し、報道機関を除く。
 - (1) 1号館23階1235会議室 15人
 - (2) 1 号館14階大会議室 30人

新

5 「略〕

- 6 [略]
- 7 一般席の傍聴人の定員は、**30人**とする。

・第9項 傍聴することができない者の要件を他の規則、要綱を参考に改定

旧

- 9 次の各号のいずれかに該当する者は、 傍聴席に入ることができない。
 - (1) <u>銃器その他危険物</u>を持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) **張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、 旗、のぼり**その他これらに類似する物 を持っている者
 - (4) **笛、ラッパ、太鼓**その他これらに類似 する物を持っている者
 - (5) 前各号に掲げる<u>もの</u>のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

新

- 9 「略]
 - (1) <u>会議の妨害となると認められる器物等</u> <u>を携行して</u>いる者
 - (2) [略]

【削除】

(3) 前各号に掲げる<u>者</u>のほか、議事を妨害 し、又は人に迷惑を及ぼす<u>おそれがある</u> と認められる物を<u>携行して</u>いる者

・第10項 傍聴に際する注意事項について他の規則、要綱を参考に改定

- 10 傍聴人は、審議会の傍聴に当たって、次に掲げる 事項を守らなければならない。
 - (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方 法により公然と可否を表明<u>しないこと。</u>
 - (2) **談論し、放歌し、高笑し**、その他これらに類す る行為をしないこと。
 - (3) はち巻き、腕章、ゼッケン等をせず、その他示 威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、**外とう、えり巻き**その他これらに類する 物を着用しないこと。ただし、病気その他正当な 理由により<u>会長の許可を得たときはこの限りでは</u> ない。
 - (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
 - <u>(6) 飲食をしないこと。</u>
 - (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をし ないこと。
 - <u>(8)</u> 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱 し、又は妨害となるような行為を<u>しないこと。</u>

- 「略] 10
 - (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方 法により公然と可否を表明<u>してはならない。</u>
 - (2) みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる 言動をしてはならない。

【削 除】

- <u>(3)</u>帽子、<u>**コート、マフラー**の類を着用してはなら</u> ない。ただし、病気その他正当な理由により会長 その他会議の進行をつかさどる者の許可を得たと きはこの限りではない。
- (4) 携帯電話等の無線機を使用してはならない。
- <u>(5)</u> 飲食又は喫煙を<u>してはならない。</u>
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしては ならない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱 5し、又は妨害となるような行為をしてはならない。

第7条(会議録の作成)

・第3項 会議録への委員2名の押印を廃止

旧

(会議録の作成)

第7条 会長は、会議録を作成する。

- 2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 審議会の会議の日時、場所
 - (2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
 - (3) 議事の内容
 - (4) その他会議において必要と認めた事項
- 3 会議録は、会長の指名する委員 2 人が署名<mark>押印</mark> するものとする。

新

(会議の傍聴)

第7条 [略]

2 [略]

3 会議録は、会長の指名する委員2人が署名 その他の方法で確認するものとする。